

要 望 書

平成30年7月豪雨に伴う災害に関する要望

平成30年10月

岡 山 県

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、61名の尊い人命が失われるとともに、住家の全半壊が7,900棟、床上浸水が2,900棟を超えるなど、これまでにほとんど経験したことのない規模の被害が発生しました。

国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、災害廃棄物の撤去、河川の応急復旧など、様々な形で多大な御支援をいただき、御礼申し上げます。また、財政面においては、予備費を活用し、被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを速やかに決定していただき、重ねて感謝申し上げます。

県においても、この大きな困難を必ずや乗り越え、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、長年の行革努力等により捻出した財政調整基金の約7割（約85億円）を取り崩しの上、総額780億円規模の補正予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧、グループ補助金等の展開、災害廃棄物の処理など、被災された県民の皆様のご生活や経済活動の1日も早い回復に向けて、全力で取り組んでおります。

本格的な復旧・復興を成し遂げていくためには、多くの時間と費用が必要となることを見込まれ、国の支援が不可欠です。補正予算の早期成立に加え、来年度以降も含め、中長期にわたり継続的に安心して復旧・復興事業に取り組むことができる人的・財政的支援が必要です。

貴省（府）におかれては、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成30年10月

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 国の特別な財政支援について

現時点で住家の全壊が4,800棟を、半壊が3,000棟を、床上浸水・床下浸水が8,900棟を超えるなど本県の被害は広範囲にわたっており、今後の復興に向けた対応が確実に長期化し、被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することが見込まれる。

発災以来、本県では、既存予算の流用や3度の専決処分及び9月議会の議決による補正予算編成により、被災者の生活再建支援、公共施設の復旧、地域産業の復興支援等に全力で取り組むとともに、長期にわたる復旧・復興に向けた取組やスケジュールを総合的に示す復旧・復興ロードマップを策定したところである。

今後、このロードマップに掲げる県の施策をはじめ、関係市町村が計画する取組などを着実に推進していくには、国直轄事業を除いても今年度だけで、県において1,100億円（一般財源：約130億円）を超え、市町村においても900億円（一般財源：約190億円）を超える事業費が必要となる見込みであり、来年度以降も相当の事業費が必要であることを踏まえれば、通常の財源のみでこれらの巨額の行政需要に的確に応えることは困難である。

国による絶大な支援が不可欠であるこの現状に鑑み、求められる行政需要に十分応えることが可能な規模の財源確保に向けて、そして、目標とする復旧・復興の実現までに要する期間を考慮した長期的な支援の確保に向けて、あらゆる手立てを講ずること。

2 災害復旧事業等の推進について

住民生活の安全・安心の確保を図るため、災害復旧予算の確保など、復旧・復興に係る積極的な支援を行うこと。

また、二次災害の防止や台風等からの防災・減災等を目的とする倒木や漂流物等の撤去、施設修繕などの応急対応についても災害復旧事業債の対象とするなど格段の財政措置を行うこと。

3 防災・減災事業の重点的な推進について

(1) 河川の流下能力を確保するために重要な浚渫や樹木伐採等を継続的に実施できるよう、起債対象事業とするなど、格段の財政措置を行うこと。

今回の豪雨災害と同様の甚大な浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、治水対策を一層推進する必要があることから、通常の治水予算の増額に加え、地方負担が軽減されるよう、単独事業であっても交付税措置での格段の財政措置を行うこと。

(2) 平成30年度から、ため池改修を対象とした非公共事業が制度化されたが、市町村が事業主体の場合には公共事業等債の対象とならないことか

ら、取組が進みにくい。このため、ため池の早急な防災・減災対策に有効である部分改修が積極的に進められるよう、市町営事業に係る地方債の適用については、公共事業等債と同程度の措置とすること。

4 復旧・復興に必要な人材の派遣等について

- (1) 本格的な復旧・復興に向けて、引き続き多くの人材が必要となることから、国・地方自治体職員の県及び市町村への派遣について、必要な支援を行うこと。
- (2) 職員派遣や受入れなどに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 災害復旧等に従事するために採用する職員に要した経費について、負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 応援団体が要した経費のうち、災害救助法の対象とならない経費については、過度の負担が生じることがないように、経費の一律8割の特別交付税措置を講ずること。

【要望の背景等】

- ・発災直後から、他の自治体から派遣職員の応援を受け、緊急対応を行っているほか、中長期にわたる復旧・復興対応のために40名の応援派遣を要請し、10月1日時点で18名の派遣を受けているが、人員が不足している状況が続いている。
- ・発災直後からの応援団体においては、派遣職員の旅費や宿泊費等の経費が生じるとともに、本県においては、中長期の派遣受入れに際し、応援団体に対する人件費等の負担金や公舎借上げ料等の経費が生じる見込みである。
- ・自治法派遣に係る受入れ経費や災害復旧等に従事させるために採用した職員に係る経費については、特別交付税措置がなされるが、更なる特例的な措置を求めるもの。
- ・自衛隊をはじめ各分野における専門家や国・地方自治体職員の派遣や受入れなどに要した経費は、個々の被災状況や猛暑等の異常気象も考慮のうえ、被災自治体に過度な負担が生じないよう必要な措置を求めるもの。
- ・家屋被害認定や罹災証明書発行等の業務支援など、災害救助法の対象とならない業務に係る応援経費については、現行制度上、応援団体に対して、経費の5割から8割までの特別交付税により措置されるものしかないことから、過度の負担が生じることのないよう、特例的な措置（経費の8割を一律措置）を求めるもの。
- ・平成28年の熊本地震災害では、一律8割の交付税措置がなされている。